

本日の会議に付した事件

平成23年第3回山元町議会定例会（第5日目）

平成23年9月30日（金）午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 報告第16号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）
- 日程第 3 報告第17号 専決処分の報告について（工事請負契約額の変更）
- 日程第 4 承認第25号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度山元町一般会計
暫定補正予算・専決第1号）
- 日程第 5 認定第 1号 平成22年度山元町一般会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第 6 認定第 2号 平成22年度山元町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて（委員長報告）
- 日程第 7 認定第 3号 平成22年度山元町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について（委
員長報告）
- 日程第 8 認定第 4号 平成22年度山元町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につい
て（委員長報告）
- 日程第 9 認定第 5号 平成22年度山元町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
（委員長報告）
- 日程第10 認定第 6号 平成22年度山元町水道事業会計決算認定について（委員長報告）
- 日程第11 認定第 7号 平成22年度山元町下水道事業会計決算認定について（委員長報告）
- 日程第12 議案第47号 平成23年度山元町一般会計予算（委員長報告）
- 日程第13 議案第48号 平成23年度山元町国民健康保険事業特別会計予算（委員長報告）
- 日程第14 議案第49号 平成23年度山元町後期高齢者医療特別会計予算（委員長報告）
- 日程第15 議案第50号 平成23年度山元町介護保険事業特別会計予算（委員長報告）
- 日程第16 議案第51号 平成23年度亘理地域介護認定審査会特別会計予算（委員長報告）
- 日程第17 議案第52号 平成23年度山元町水道事業会計予算（委員長報告）
- 日程第18 議案第53号 平成23年度山元町下水道事業会計予算（委員長報告）
- 日程第19 同意第 1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第20 同意第 2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第21 同意第 3号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第22 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第23 委発第 4号 山元町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 閉会中の継続調査の申し出の件について

午前10時00分 開 議

議 長（佐藤晋也君）おはようございます。きょうは最終日でございます。よろしくご協力をお願い
いたします。

ただいまから、平成23年第3回山元町議会定例会第5日目の会議を開きます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

議長（佐藤晋也君） 日程第1． 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第117条の規定によって、1番菊地八朗君、2番青田和夫君を指名します。

議長（佐藤晋也君） これから議長諸報告を行います。

1、議員発案の受理。

議員から議案1件が提出され、これを受理したので、その写しを配布しております。

2、町送付議案の受理。

当局から議案1件が追加送付され、これを受理したので、その写しを配布しております。

3、委員会審査報告書及び継続調査申し出の提出。

決算審査特別委員会委員長から審査報告書、予算審査特別委員会委員長から審査報告書及び議員から少数意見の報告書が提出されたので、その写しを配布しております。

また、教育民生常任委員会委員長及び産業建設常任委員会委員長から、閉会中の継続調査申し出が提出されたので、その写しを配布しております。

4、監査結果報告書の受理。

監査委員から例月出納検査結果が提出され、これを受理したので、その写しを配布しております。

これで議長諸報告を終わります。

議長（佐藤晋也君） 日程第2． 報告第16号を議題とします。

課長から説明を求めます。

企画財政課長（寺島一夫君） はい、議長。報告第16号専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、内容についてご説明申し上げます。

1ページを開いていただきますと、専決処分書でございます。朗読いたします。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により規定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

平成23年8月22日。山元町長齋藤俊夫。……以下別紙議案書に基づき詳細に説明した。

議長（佐藤晋也君） 報告第16号、専決処分の報告についてを終わります。

議長（佐藤晋也君） 日程第3． 報告第17号を議題とします。

課長から報告を求めます。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。ご報告いたします。

報告第17号専決処分の報告についてのご説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告いたします。

平成23年9月29日。

提出者、山元町長齋藤俊夫。

1ページ、お開きください。

専決処分書の内容をご説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により規定された町長の専決処分事項について次のとおり専決処分する。

平成23年9月29日。提出者、山元町長齋藤俊夫。……以下別紙議案書に基づき詳細に説明した。

議長（佐藤晋也君）報告第17号専決処分の報告についてを終わります。

議長（佐藤晋也君）日程第4. 承認第25号を議題とします。（「議長、8番」と呼ぶ者あり）

8番（遠藤龍之君）これの質疑はない、報告だけ。

議長（佐藤晋也君）ありません。

日程第4. 承認第25号を議題とします。

課長から説明を求めます。

企画財政課長（寺島一夫君）はい、議長。それでは、承認第25号専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

平成23年度山元町一般会計暫定補正予算を地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

1枚、2枚めくっていただきまして、専決処分の内容についてご説明申し上げます。

平成23年度山元町一般会計暫定補正予算（専決第1号）

平成23年度山元町の一般会計暫定補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正第1条歳入歳出暫定予算の総額に歳入歳出それぞれ8,904万7,000円を追加し、歳入歳出暫定予算の総額を歳入歳出それぞれ181億7,877万8,000円とする。……以下別紙議案書に基づき詳細に説明した。

議長（佐藤晋也君）これから質疑を行います。――質疑はありますか。

9番（阿部 均君）はい。6ページ、3款民生費5目地域包括支援センター費13節、14節、委託料、それから使用料及び賃借料ですか、それが計上されております。――されております。これは地域サポートセンターの委託料なり使用料ですか。

保健福祉課長（齋藤三郎君）はい。地域サポートセンターに係る委託料でございます。

9番（阿部 均君）はい。ここに委託料、それから使用料及び賃借料が計上されておりますが、ここに15節の工事請負費が計上されておりましたが、それについてご説明を。

保健福祉課長（齋藤三郎君）はい。工事請負費につきましては、全体の熊野堂仮設住宅の中の集会

所の工事請負費の中に含まれております。

9番（阿部 均君）はい。課長説明では、仮設住宅の工事費の中に含まれているという説明でございますが、この前、特別委員会で審査しました一般会計の中には工事請負費435万円という数字が出てきますが、これは説明ではなく、全くその工事費とは別な部分というような我々受け取り方をせざるを得ないんですが、それについてもっと理解できるように。

保健福祉課長（齋藤三郎君）はい。説明申し上げます。

専決処分書の5ページの民生費国庫負担金で、災害救助負担金として保健福祉課分435万円減額いたしております。これにつきましてはサポートセンターの建設費の一部が災害救助費の対象外となり、宮城県地域支え合い体制づくり補助金から支給されるというふうなことです。ここで減額いたしております。また、一般会計の方で計上いたしているというふうなところでございます。

9番（阿部 均君）はい。そうするとサポートセンターの建設の経費はあくまでも集会所と申しますか、そういう部分での建設を行ったというふうなとらえ方でよろしいですか。

保健福祉課長（齋藤三郎君）はい。そのとおり、集会所の中に一部サポートセンター機能を設けた機能を有したものを建設したというふうなことです。よろしいでしょうか。

9番（阿部 均君）はい。では、あくまでもあれでは集会所ということですね。そうするとあくまでも地域サポートセンターは中山仮設の集会所に間借りするというふうなとらえ方でよろしいですか。

保健福祉課長（齋藤三郎君）はい。間借りするというふうな表現がよろしいのかどうかは判断に迷うところでございますが、併設で運営を行うというふうな、機能を有するというふうなとらえ方で私たちは認識いたしております。

9番（阿部 均君）はい。私も非常に一般会計の審査の中で心配になったものですから、現地調査をいたしてまいりました。そこで現地で聞き取りを行ったんですが、その中で非常に集会所機能が全く損なわれているというふうな答えが返ってくるんです。通常、仮設の中でやっぱり地域のつながりなり絆なりでサポートと申しますか、地域のいろいろな方々をお互いにサポートしたいという部分がありますが、集会所機能が全く喪失しているので、やりたくてもできない、困ったものだというような答えが異口同音に返ってくるんですが、その辺についてどういうふうな認識を持っているんですか、町長。

町 長（齋藤俊夫君）はい。中山の仮設の集会所につきましては、今お話し申し上げましたように途中から併設という形でサポートセンター機能を付加したというふうな状況の中で、工事の関係もございまして、今ご指摘いただいたような状況に現段階はなっております。

あすオープンセレモニーも予定しているわけでございますけれども、実質的には来週月曜日からサポートセンターが稼動するという状況でございますが、少なくとも工事も終わり、本格的な稼動をする中では、集会所機能とサポートセンターの極力すみ分けできるような形での運営・運用をしてまいりたいというふうに思うところでございますし、サポートセンターについては基本的には土日はお休みということもございまして、あるいは日中におきましては部屋のスペースの利用区分なども極力明確にするような手だてを講じながら、ご指摘いただいたようなことがないように努めてまいりたいというふうに思いますので、よろしくご理解いただきたいというふうに思います。

9番（阿部 均君）はい。使用区分と、そうすると今ある建物なり出入り口とを集会所と分ける

といますか、完全に区分するような形の運営をするということによろしいですか。

町長（齋藤俊夫君）はい。今お尋ねのあったようなことじゃなくて、入り口は同じでございますけれども、部屋のオープンスペースの部分につきましては限りなく利用区分ができるような形を講じてまいりたいという趣旨でございます。

9番（阿部 均君）はい。やっぱり集会所機能、私それで中山の集会所だけではちょっとあれなんで坂元の集会所にも行ってまいりました。そうすると坂元は非常にうまく運用されているなというような印象を受けてまいりました。子供、老人、その他もろもろの方々がティーパーティーなりいろいろそういうふうな部分を催しをもって、常日ごろお互いにその仮設の中のコミュニケーションをとっていると。あれが本当の「チーム山元」という、町長のおっしゃる、そういうふうな活動なのかなというようなとらえ方をしてまいりました。

そういうふうにやっぱり各仮設ごとに絆を一層深め、サポートをお互いにできるような体制を整えるのが私は筋だと思いますが、中山、サポートセンター、あのまもしも使用区分をある程度はつきりしてというんですけれども、ひさしを貸して母屋をのっとられたような、そういうふうな状況は一番困るんですよ。そうすると、今後もしも支障がある場合、別に集会所なり、日常本当に自由に出入りできるような集会所機能を検討される、しなければならぬかと思うんですが、その辺について町長、どうお考えになっていきますか。

町長（齋藤俊夫君）はい。坂元中学校跡地につきましては入居第1号の仮設というふうなことで、5か月経過する中で、ある意味大変スムーズな運営をしていただいているのかなというふうに承知しているところでございます。中山もできるだけそういう形に持っていければというふうに思うわけですが、先ほどもお話ししたとおり、どうしても8月から入居後もサポートセンターの絡みもあって工事期間に一定の日数を要してしまったというふうな部分があったので、集会所としての使い勝手についてはご不便をおかけしてきているというふうな状況でございますが、磯浜地区の皆さんを中心として大変まとまりのある状況もございますので、来月以降については恐らく問題ない形で運営なり利用をしていただけるんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

今回の機能を併設するに当たりましては、従来、集会所単独ですと150平米というのが一つの基本でございますが、50平米プラスして200平米の形で施設運営をすると、あるいは集会所としての運営をするという中で、過不足のない形でご利用いただけるように引き続き留意してまいりたいというふうに思います。

9番（阿部 均君）はい。先ほどの課長の説明で、ちょっとまた私わからないんですが、工事請負費の関係ですね。課長の一般会計の審査の中での説明では7月15日に工事に着手、それから27日に本格的に工事に入ったというような説明がございました。当然そういうような部分であれば、我々きちっと見えるような形でやっぱり専決処分をされるのが私はいいのかなと思いますが、我々こればつとあれすると、一般会計の審査と専決処分の部分の整合性といいますか、少しわかりにくいんですね、非常にね。その辺わかりやすく説明していただきたいんですけれども、だれかできないんですか。

保健福祉課長（齋藤三郎君）はい。経緯につきましては、予算審査の中でご報告、概要を申し上げます。

それで、7月の下旬、災害救助費から地域支え合い体制づくり補助金に補助金が変わ

ると、内訳が変わるといふうなことで、7月27日に専決処分したといふうなことはご説明申し上げたかと思うんですけども、改めて申し上げますけれども、そのような経緯を経て今回の専決といふうなことになっております。よろしいでしょうか。

9番（阿部 均君）はい。審査の中では地域支え合い交付金、財源は435万円ですか、これは地域支え合い交付金であるというような説明は確かに受けましたが、そうすると10何日に、7月に専決処分したのであれば、当然その部分が専決処分として上がってこなければおかしいと思うんですが、その辺、どういふうに我々は理解すればいいのか。

保健福祉課長（齋藤三郎君）はい。日にちのことにつきましては先ほどご説明申し上げました7月下旬、15日なんですけれども、27日に財源内訳の方を専決処分させていただきまして、工事請負費については、一般会計の中の3款1項支援センター費の中にサポートセンター工事請負費という形で予算審議をさせていただいております。

9番（阿部 均君）はい。課長の説明を受けますと全く心配になってくるんですが、そうすると7月、今回のこの前、審査した部分はまだ議決も見えていない、議会で認めた案件ではございませんね。きょう議会が通ればこの435万円。それで工事が7月15日、それから27日にもう着手されている部分、その辺との整合性といいますか、その辺わかりやすく説明願いたいです。

済みません、休憩お願いいただけるでしょうか。

議長（佐藤晋也君）暫時休憩します。

午前10時37分 休憩

午前10時45分 再開

議長（佐藤晋也君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

企画財政課長（寺島一夫君）はい、議長。本予算と暫定予算の関係をわかりやすくといいますか、ご説明いたしますが、一応簡単にわかりやすく言うと、専決処分をしたときには暫定予算の3款の災害救助費の中の15節工事請負費をもって手当てをしております。そこで専決処分をして、この建物自体を併設するという債務負担行為を起こすと。

それで、本予算につきましては、その時点で県の方から歳入が入ってくるものですから、本予算の方では、そのサポートセンターの建物の工事費を明確にするために本予算の包括支援センター費のところに435万円、15節工事請負費を挙げています。

今度災害救助費の方の工事請負費（「何ページだっけ」と呼ぶ者あり）64ページの15節工事請負費16億3,915万円で、当初暫定予算ではこの金額に435万円を足されたので暫定と補正になっていたわけですね。それを435万円をこちら側の包括センターの方の15節に持って行って、こちらの450万円を減にしているということで整理しているということです。ですので財源的には3款の中で振替をしたということで、入ってきた時点でそういう手当てをしているということでございます。簡単にわかりやすく言うと。

9番（阿部 均君）はい。そこで町長に言いたいんですが、今は暫定予算、それから本予算。暫定予算とかでいろいろ聞くと、減額なりあれで組替措置はしているということで理解いたしましたが、こういうふうに専決処分というのはやっぱり議会に与えられたいろいろ

の権限事項といえますか、そういう部分を町長がすべてそういう部分を議会にかわって判断を下すわけですが、あくまでもこういうふうな重要な部分については、きちっと補正なりなんなりそういうふうな部分で議会の審議が十二分に尽くされるような形で私は行うのが筋ではないかと。あくまでも客観性を持った専決処分、客観性を持った判断、その辺が一番重要と思いますが、それについて町長、今後のあり方ですから、その辺の町長の考えといえますか、ご認識を伺いたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい。専決処分のあり方につきましては、今、阿部議員からご指摘いただいたとおりだというふうに思います。大変な災害の中で膨大な事務量を抱えて日々いろいろな場面で対応なり決断をしなければならぬという状況はございますけれども、極力努めて議会とのタイムリーな連携なりご相談、ご協議というふうなことに引き続き努めてまいりたいというふうに思いますので、何とぞご理解を賜ればありがたいというふうに思います。

9番（阿部均君）はい。今後、町政執行のあり方で、十分に議会で審議が尽くされるような事業執行に努めることを求めまして質疑を終わります。

議長（佐藤晋也君）ほかに質疑ありませんか。

2番（青田和夫君）はい。3点だけお伺いしますけれども、簡単にわかるように、最初からお願いします。

5ページの20款雑入の件なんですけれども、231万円、サポートセンター利用者負担金、これの具体的な内訳を教えてください。

保健福祉課長（齋藤三郎君）はい。お答えいたします。

食材費、1食300円、サポートセンター費の食材費、配食サービスを行った際の食材費として雑入を計上いたしております。延べ6,160人掛ける300円分と、サロンで行う昼食代負担金46万2,000円、合計231万円を計上いたしております。

一つは、配食サービスに係る食材費を徴収して配食サービスを行います。これに係る人数6,160人分、また、あと中山のサロン事業を行いまして、そこで昼食を提供いたします。そこでの人数1,540人分300円で、合計7,700人分の300円を徴収しての雑入でございます。諸収入でございます。

2番（青田和夫君）はい。何か言っていることさっぱりわからないけれども、おれは利用者負担金の話をしている、そして委託料のサロン事業委託料のところまですっ飛んでいたり、だよ、今の説明では。全然よく理解できないんだけど。

保健福祉課長（齋藤三郎君）はい。では、もう一度説明申し上げます。

サポートセンターでは配食サービス、各集会所に、中山を含め8か所ございますが、そこに配食サービスを行います。その配食サービスを行った際に食材費として300円を徴収いたします。また、サロン事業としまして、中山の集会所においてサロン事業を行います。その事業を行った際に昼食代としての負担金300円をいただいて、合計7,700円掛ける300人分の負担金（「300円だべ」と呼ぶ者あり）利用者負担金でございます。

2番（青田和夫君）はい。そうすると、おれが聞いているのは、簡単に言っているのはサポートセンター負担金が300円だと、そのことを聞いているのであって、その辺をよく聞き違えないで答弁していただけますか。その後にサロンとか聞けば話は進みますけれども、一気に6ページに行ってしまうということが何が何だかおれには全然わからない。負担

金300円なら300円でいいんですよ、おれは。

それで、次にサロンのやつ、6ページの包括支援センターのやつで委託料が653万8,000円、その下の配食サービスが817万1,000円、これのやつで今まではみやま荘とか梅香園でやったような記憶があるんですけども、それと同様なのかどうか、その辺お伺いします。

保健福祉課長（齋藤三郎君）はい。みやま荘のデイサービス等々につきましては、介護保険事業での実施事業というふうに考えます。これはサロン事業における食事提供及び配食サービスにおける食事提供の対象者につきましては、介護保険事業に該当しない方でひとり暮らし、または高齢者で食事をつくるのが困難な方々を対象にしておりますので、対象者が異なるものと考えております。

2番（青田和夫君）はい。何かさっぱりよりわからないんですけども、それでは仮設住宅8か所に入っている人たち、これを利用する人の人数はどれぐらいいるんですか。

保健福祉課長（齋藤三郎君）はい。済みません。

配食サービスにつきましては、当初対象者約35名というふうな形で考えておりました。今現在、対象者をまた募っている、精査しているところです。35名。

2番（青田和夫君）はい。何かさっぱりわからないんですけども、後で聞きに行くから、数字出しててくれない。

保健福祉課長（齋藤三郎君）はい。では、数字を精査してお届けというか、精査してというか、数字を挙げてお知らせ申し上げます。

2番（青田和夫君）はい。次、7ページ、18節のサポートセンター備品購入費の130万円の件なんですけれども、この備品購入、サポートセンターだとどういうものが必要なのか、どのようなものが有効活用されるのか、そこら辺を具体的に内容をきちんとお知らせいただければと思います。

保健福祉課長（齋藤三郎君）はい。サポートセンターには調理室、静養室、浴室等々がございますが、調理室で使う冷蔵庫、あとは家電製品等々で、あと――調理を行うためのものもろの物品でございます。

2番（青田和夫君）はい。あのね、課長ね、具体的に教えてくださいと。冷蔵庫等々なんて言われたってわからないですよ、全然。簡単に言えば何と何が必要だよと言われればすぐ理解するんですけども、等々なんて言われたってわからないので、そのところ、わかるように説明願います。

保健福祉課長（齋藤三郎君）はい。申しわけございません。ガスオープン、パソコン、プリンター、片袖机、事務用いす、ガラスの書庫、長机いすでございます。

議長（佐藤晋也君）ほかに質疑はありませんか。

7番（佐藤智之君）はい。6ページの1目社会福祉総務費の社会福祉協議会補助金、増49万7,000円。この増となった理由。（「立って」と呼ぶ者あり）

大変失礼をいたしました。もう一度質問し直します。6ページの1目社会福祉総務費の社会福祉協議会補助金、増49万7,000円、この増となった理由について伺います。

保健福祉課長（齋藤三郎君）はい。社会福祉協議会事務局長人件費相当額を2か月分措置したものでございます。

7番（佐藤智之君）はい。次に7ページ、ごみ処理費、これは設置業務委託料773万9,00

0円。先ほど仮設住宅並びに施設の流出に伴う設置ということですが、仮設に何か所、それから流出、残念ながら流れてしまったその箇所数、その数字をお願いします。

町民生活課長（佐藤澄三郎君）はい。仮設分といたしましては23か所を予定いたしております。

あと流出分といたしましては、牛橋、花釜、笠野地区を含めて14か所を予定いたしております。

7番（佐藤智之君）はい。最後に7ページの一番下、5,000万円の災害援護資金貸付金増、これの制度の内容について伺います。

保健福祉課長（齋藤三郎君）はい。今、詳細にはお答え、手元資料がございませんので、詳細に持ってはおりませんでした。

250万円掛ける20件分を予算化しているものです。

7番（佐藤智之君）はい。何が何だかわからない答弁で、250万掛ける、その中身についても一回。

保健福祉課長（齋藤三郎君）はい。災害援助貸付金の制度の詳細については、今現在、手元に資料をお持ちしておりませんので、詳細をお答えすることができません。（「休憩」と呼ぶ者あり）

議長（佐藤晋也君）休憩します。

午前11時05分 休憩

午前11時15分 再開

議長（佐藤晋也君）休憩前に引き続き会議を開きます。

保健福祉課長（齋藤三郎君）はい。災害援助貸付金の概要についてご説明申し上げます。

東日本大震災により家財の損害を受けた方々に対して生活の再建に必要な資金を貸し付ける制度でございます。

7番（佐藤智之君）はい。今回、1人250万掛ける200人でしたか、その辺もう一度。

保健福祉課長（齋藤三郎君）はい。当初、補正は20件分でございます。250万円掛ける20件分。

7番（佐藤智之君）わかりました。

12番（後藤正幸君）はい。5ページ、6ページの関係ですが、サポートセンターについてちょっとお伺いします。

最初に課長にお伺いしますが、ここにはサポートセンターを設置していながら設置条例たるものがあるのかないのかお伺いします。

保健福祉課長（齋藤三郎君）はい。地域サポートセンターの設置条例はございません。

12番（後藤正幸君）はい。設置条例がないということは、サポートセンターをつくって、利用規定はあるんですか。

保健福祉課長（齋藤三郎君）はい。管理運営要綱を定め、その要綱に従い運営を行っていきたいというふうに考えております。

12番（後藤正幸君）はい。要綱を今から定めるという考え方。

保健福祉課長（齋藤三郎君）はい。一番最初の質問に対して申し添えることができませんでした。

宮城県の指導をいただきまして、設置条例につきましては、公の施設であるけれども

必要ないというふうな指導を受けて、仮設でありますことから必要ないというふうな指導を受けておりました、条例は策定いたしておりません。

運営要綱は、あすグランドオープンいたしますので、10月1日を施行日とした要綱を定め運営を行っていきたいと考えております。

12番（後藤正幸君）はい。要するに、今までみんな議員からいろいろ質問されたのは、ルールがないからそのようになるんですよね。ルールがちゃんと定まっていれば、そんなにごちゃごちゃならないんですよね。ですから早急に定めてルールに従って、余り細かいことをするとうんと押さえられますので、簡単な条例でもルールでも要綱でも構いません、つくって、それに基づいてやらなければ、担当者がやりたいことだけやって、あとほったらかしておいても何でも構わないですね、自由になるの。そういうのでは補助金だからいいのではないですよ。町民のためによりよくそれを利用してもらうためにはぜひ必要なので、早急に設置してほしいということを要望して終わります。

議長（佐藤晋也君）ほかに質疑ありませんか。

8番（遠藤龍之君）はい。まず、この専決処分全体についてなんですが、主な事業として3点、事業といいますか挙げられて、これを専決処分しているわけですが、それぞれの専決処分とした理由について町長にお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい。今回、専決処分を措置した関係につきましては、一つの業務の流れの中で、手戻りのない形で補助制度等を活用しながら整備を図りたいというふうなことがございましたので、そういうような形にさせていただいたというのが一つございます。

あるいはまた、事業の進捗状況によっては設計の変更見直しというふうな部分もございますので、あるいは仮設住宅なんかですと日々需要が変わってくるというふうな状況もございましたので、そういう部分に速やかに対応していきたいというふうなことで専決処分をとらせていただいたというふうな状況でございます。

8番（遠藤龍之君）はい。ちょっと理由がわかりません、今の話では。提案された理由として、地方自治法第179条の第1項の規定によりということ専決処分したということなんですが、このどれに当たるわけですか。179条1項の規定からすると、どれに当たるのか。

町長（齋藤俊夫君）はい。3項の規定というふうなことです。

8番（遠藤龍之君）はい。3項の規定というのは、緊急性を要する場合に限定されているという規定であるかと思えます。その辺は確認して、果たしてもろもろがそういう状況にあったかということについて確認したいと思えます。

1点目は、6ページの委託料、諸費の中の委託料ですね。この事業を実施すると決めた時期はいつなんですか。決めた時期です。11目諸費の委託料について、合同慰霊祭関係ですね。

町長（齋藤俊夫君）はい。この点につきましては、さきにご質問いただいた中でご回答申し上げたというふうに理解しておりますが。

議長（佐藤晋也君）決定した時期はいつですかという、改めて確認です。

8番（遠藤龍之君）場面違いますから、これは承認案件ですから、その中の質問ですから。

町長（齋藤俊夫君）はい。合同慰霊祭につきましては、先に申し上げましたとおり、町としてもある時期には、落ち着いた時期には開催をしなくてはならないだろうという問題意識がございまして、6月11日に他の市町村での開催状況もございましたので、町の方とし

てもいろいろ準備をしていかななくてはならないなというふうな、そういう問題意識の中で、6月末から7月初めにかけて震災自体の情報収集、開催状況などを把握しながら、最終的に前にお答えしたのはたしか7月中旬から下旬にかけてというふうなご説明をしたかというふうに思います。

8番（遠藤龍之君）はい。そのような答えでした。しかしながら、これはもう6月ころから問題意識はあったということですから、予算はとれるときにとっていていい事業であるというふうにこの事業に関しては考えられます。そういう意味では、6月から7月、8月にかけてどのぐらいの議会が招集されたかといいますと、6月の議会定例会、その後、臨時議会、それから特別委員会もその時々で行われていたという中であって、その提起する時期は十分にあったと、緊急性を要する対象とはならないというふうに私は考えます。この辺になりますといろいろ立場の違いがありますから、最終的にまとめて整理をしたと思います。私はこれは専決処分の対象にはならない事業だというふうに伝えておきます。

次に、その下の社会福祉協議会総務費、先ほど質問がありましたが、この49万7,000円、これを決めた時期はいつでしょうか。

保健福祉課長（齋藤三郎君）はい。お答えします。

人事異動の内示があった日でございます。（「いつ」「何月何日」「専決日」と呼ぶ者あり）私は存じ上げませんということですのでよろしいですか。（「はっきり言って」と呼ぶ者あり）わかりません。

総務課長（島田忠哉君）はい、議長。ただいまお尋ねいただきました件につきましては、内示後というふうに理解をしておりますが、内示があったのはたしか8月1日から1週間前というふうなことでございますので、ご理解いただければ助かります。

8番（遠藤龍之君）はい。町長にお伺いするわけですが、これはあくまでも内示と。内示を決めるのは町長なのかなというふうに思いますが、町長の頭にあったのは、町長はいつの時点でこの人事を決めたのかお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい。これも前回お答え申し上げましたように7月下旬ですね、海の日を挟んだ連休明けにいろいろ8月1日に向けての内部での協議を開始した時期というふうなことになろうかというふうに思います。

8番（遠藤龍之君）はい。これは先ほどの設置だの質疑の中で、町の事情で職員を引き上げるといような内容でありましたが、これは社協の方にも事情があると思うんですが、社協との事前協議といいます。その辺の協議はいつごろから始められたのかお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい。今、前段申し上げたような日程の中で、いろいろご相談を申し上げた中で承認してもらったという状況でございます。

8番（遠藤龍之君）はい。その際の社協の側の事情というのはどのような。すんなりその辺の話が行ったのかどうか。社協の今の体制、あるいは事業等々、その当時、相当な事業が展開されていたかと思いますが、そしてさらにこれからも相当な事業を展開していかななくてはならないと。社会福祉協議会はそういった現状にあるかと思われるんですが、そういった背景の中での人事異動ということになったときに、社協側も大変厳しい対応が迫られていたのではないかと、これはあくまでも推測でしかないんですが、ですから確認するわけですが、その当時の社協の訴えている状況をどのようにつかんで、あるいはそ

ういった状況の中でどのように社協側との話し合いが進められていって結論が出たのか、その辺の背景についてもお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい。今回の大災害の中で町の体制、そして社協さんの状況を総合的に勘案する中で、双方理解の上、人事を執行させていただいたという状況でございます。

8番（遠藤龍之君）はい。双方理解の上という受け止め方なわけですね、それはそういう話。私は、世間ではそのような話は受け止めていないわけですが、それはこの場で根拠もなしに話すことはできないのでその辺は避けますが、この件に関してもいろいろ混乱が生まれるのかなということは見えてきます。今後も災害復旧・復興に向けて社会福祉協議会の果たす役割というのは非常に重いものがある。それから町と社会福祉協議会の関係は、町のほとんどの福祉施策を委託して事業を進めていただいているという中で、今後、社協の業務というのは、活動というのは非常に厳しいことになるのかなと推測されます。そしてその結果、住民への対応というものがおろそかにはされませんが、その辺も住民へのサービスの後退にもつながるようなことがこのことから推測される。これは推測されるということですから、これは違うと、多分そんなことはないというふうに頑張るかと思っておりますので、これは推測として指摘しておきます。

そのような大事な事業に対して、専決処分ということの対応で十分な議論が戦わせない。先ほどのサポートセンターの話もございますが、そういう問題が専決処分の対応という中には内包しているということと、この件につきましても私はとりたてて、専決の対応にする本当に緊急性を要した状況なのかというふうになれば、この件に関しても私はその対象にはならないということをお伝えしておきます。

次に、その下の地域包括支援センターですが、これまたもろもろ先ほど来問題が出てくるわけですが、この辺についてはもろもろ問題が出てきております。それらがすべてかなと私も思うんですが、確認したいんですが、先ほどの工事費の問題ですが、これははっきり言って先ほど説明がありましたが、本当に専決処分の対応ということになっているのかと。先ほどの説明では災害救助費の中での対応と。しかも説明では、仮設住宅関係工事の中での対応だと言っていますが、町長みずから説明しても、何回も、6月議会でも5月の臨時議会でも、仮設の何百戸分がこれですよ、11億何千万、そしてそれに追加工事で、追加工事でない、町発注の分の不足分として4億5,000万円に対して16億何ぼ、ここに最初から入っていたんですか、そのことを確認します。先ほどの説明ではそういう説明だったかと思うんですが、ここから無理だという先ほどの話だったんですからね、自分の説明したことと先ほどの説明の整合性をもわかるように説明願います。

町長（齋藤俊夫君）はい。先ほど企画財政課長の方から、あるいは担当課長の方からお答えをさせていただいたとおりでございますので、それでご理解をいただきたいというふうに思います。

8番（遠藤龍之君）はい。そうすると、町長がこの間説明してきたことは正確ではないということととらえていいんですか。臨時議会で説明しますよね、仮設住宅について、それはもう、この町発注分の仮設住宅に対して何戸分ということでの説明ですかね。ですからその後いろいろと外構とか何とか、それまではちょっと私の頭では混乱しているところがあるんですが、この16億円、ここに先ほど示された16億3,915万円というのは町発注分の仮設住宅の費用だと、工事費だということでこれまで説明を受けた、しかも

戸数分も含めてですよ。この間、それが非常にあいまいだ———ですけれども、しかしながら、これはあくまでも仮設住宅の分としての額なんです。ところが先ほどの説明では、サポートセンターの設置費もここから出ているという説明でしたよね。ここの財源内訳なんだと、災害救助費のね、そういう説明でしたよね。さっき財政課長、そのような説明しているんですが、だとすると、町長がこれまで言った仮設住宅に対するような説明していたものこの16億3,000万円、これまでもどういう形で質問したかという16億3,915万円の内訳はどうなんだというのは、これまでも何回かこの場で確認しているところなんです、そういう中で、すべてそういう答えをいただいて、ただ戸数については350戸が360戸になったり400戸になったり、ちょっとその辺はあれだったんで、あくまでも戸数分として、掛けることの何ぼでこの数字は出ているんですか。その辺の整合性というか、どっちが正しいのかお伺いします。（「打ち合わせするなら、休憩しろ」と呼ぶ者あり）

町長（齋藤俊夫君）済みません、ちょっと休憩をお願いします。

議長（佐藤晋也君）休憩をします。再開は11時50分にします。

午前11時35分 休憩

午前11時50分 再開

議長（佐藤晋也君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

町長（齋藤俊夫君）はい。先ほどの仮設住宅とサポートセンターの関係についてお答えをいたします。

当初、仮設住宅の予算として計上させていただいているのは、基本的には住宅分と、プラス集会所なり一部の外構も含めた形での予算計上というふうなことでスタートをさせていただきましたと。

これまでも若干触れさせていただいたように、そういう仮設住宅の建築を進めている中で、サポートセンターを併設できるかどうかということについて県の方に確認をした中で可能であるというふうな確認を得た中で、先ほども触れさせてもらったように、建設途上の集会所に機能を併設するというふうなことでサポートセンター事業が途中からそこに入ってきたというふうな流れでございます。

阿部議員の方にもお答えしたかと思うんですが、集会所としては基本的には150平米というふうな面積なんです、サポートセンターとしての機能を付加するというふうなこともあって、規模を50平米ふやして200平米というふうなことで配置計画なり工事を進めてきたと。

それで、そういう中で今回本予算というふうなことなので、必要な予算の組み替えをさせていただいたと、そういうふうなわけでやってきたところでございます。

8番（遠藤龍之君）はい。そのようになった経緯については、担当関係者あるいは等々の中ではそういうふうに理解し合っている中で進められてきたのかどうかお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい。6月以降、要所要所で関係課を中心にして内部の協議あるいは県との確認作業をしながらもろもろ進めてきたというふうな経過でございます。

8番（遠藤龍之君）はい。関係機関と協議をしながら進めてきたということであるならば、今の

ような内容を一発で答えられるのではないかというような大きな疑問が残ります。そして、私はそのとおりではないというふうに、断定はしませんけれども、この間の経緯を見ればそうとしか受け止められないということをこの件について指摘をしておきます、答えられないんですからね。だから本当に十分な協議をして進めてきたというふうには考えられないと。この話はまた出てくるかも知れませんが、流れの中で。

サポートセンターの内容については、先ほど来あるんですが、これまたいつの時点で併設するというふうなことが決まったのかお伺いします。これはあっちでいいのかな。

保健福祉課長（齋藤三郎君）はい。お答えします。

以前にもお答え申し上げましたが、6月上旬に宮城県から有効性の説明を受けて併設することが可能であるというふうな回答を6月上旬にいただいておりましたことから、6月上旬にサポートセンターを併設するというふうなことを決めたというふうなことでございます。

8番（遠藤龍之君）はい。今の話にありますように、既に併設については6月上旬にもう併設するということが決まっていたようです、担当課の方ではですね。協議していますから、当然町長も十分なお認識があったかとは思われますが、ここで既にそういう方向を決めていたと。私はこの事業に対しては積極的なんですけれども、一日も早い実現というのはあわせて同じ気持ちなんですけど、ただ、その手続について今確認をしているわけですが、であるならば、先ほども言ったように、その後何回も議会と協議する場面というのはあったはずですよ。そしてそもそもこのサポートセンター、私も今言いましたが、やっぱりこれは今仮設の住民、とりわけ孤独といますか、ひとり暮らしの方とか高齢者の方々にとっては一日も早い実施が求められていた内容である事業であるということとは同じなんですけど、ですからその内容についても1人、2人、3人の頭ではなくて、全体の頭で進めていくべきではなかったのかという観点・視点から今話を進めているんですが、であるならば、この時期にも決まっていたということであるならば、当然それは正式な形で議会に上程する、提案するということが可能であったのではないかと思います、その点、町長いかがでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい。先ほど保健福祉課長からお答え申し上げました時期の問題ですね。これは適地、場所というふうなことでの中山地区にというふうな決定を6月13日に見ているというふうなことではございますので、この点について確認をさせていただきたいなというふうに思います。

その後6月20日に先ほど来からご説明している面積の150から200へのいわゆるプラン変更の設計変更、内部仕様の関係、この辺を具体的に施工業者の方にお問い合わせしていると、そういうふうな流れでございます。どうしてもご覧のとおり見積もりといますか、設計にも一定の時間もかかるわけではございまして、そういう中での時間の経過というものがあるということでございます。

先ほど来、もう一つ質問のありました合同慰霊祭につきましても、やはり情報収集と関係業者さんへの見積もりの依頼ですね、こういう機関もございまして、その辺もぜひ日程的なご勘案を賜ればありがたいなというふうに思うところでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

8番（遠藤龍之君）はい。時期のことについて聞いたんですが、最終的にいつ決めたのかと聞いたんですが、なかなかお答えになられない中で、これも保留しながら、この話を進め

たのはだれだれと聞くのもおかしいね。関係者というのはどういう体制でこの話が進められたかお伺いします。これは保健福祉課長ですね。

保健福祉課長（齋藤三郎君）はい。関係課というのはまちづくり整備課、保健福祉課、また前にもお答えしましたが、副町長というふうな形になります。

8番（遠藤龍之君）はい。普通、これまでの経験からしますと、こういった事業を進めていく際に、これは私の記憶とといいますか、認識ですからね。ここに普通は財政関係者が入るのではないかと思うんですが、その辺はこれまでの経緯等見ながらその辺の対応というのはどうだったのかお伺いします、町長にですね。

町長（齋藤俊夫君）はい。この件については、今課長申し上げたようなメインの対応ということになります。災害対策の連絡調整会議、今いる課長で構成するそういう場面でも対応状況をお話して協議をしてきた部分もあります。平常時であれば、まさに滞りのない形での事務事業の推進というふうなことが基本になるわけでございますけれども、何回となく同じことの繰り返しで恐縮でございますが、相当な業務量を抱えている中で、なかなか本来あるべき形で必ずしもなっていない部分があるかというふうに思いますが、極力情報共有しながら、必要な関係課を交えながら推進をしてきておりますので、その点についてもぜひご理解を賜りたいなというふうに思います。

8番（遠藤龍之君）はい。今の答弁にも納得いかない部分があります。私は先ほどの工事費関係の問題を一つ考えるのも、やっぱりここには当然いるべき人がいないことによってそのような結果が生まれたのではないかというふうに受け止めています。先ほどの話、財政の話ですね、財源の話、工事請負費の、あの説明では全く理解、納得できません。そのように変更しているならば、当然これまで何回も地域サポートセンターのことについて説明する機会があったのにもかかわらず、そのことには一切触れられていません、このように変更しますなんて。それはですから、その部分を含めて本当に協議しているのかなという疑問がわいてくるということを伝えておきます。

先ほど（「議長、休憩」と呼ぶ者あり）

議長（佐藤晋也君）はい。発言中ですが、では暫時休憩をします。再開は1時15分といたします。

午後0時01分 休憩

午後1時15分 再開

議長（佐藤晋也君）再開をします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（佐藤晋也君）8番遠藤龍之君。

8番（遠藤龍之君）何だ、おれ、さっき質問して終わったんだべ。

議長（佐藤晋也君）あれ途中ではなかったの。

8番（遠藤龍之君）いや、途中でやったら、それは発言中のというのはだめになっからというところで問題になっから、そこで一応質問を閉じという。

議長（佐藤晋也君）町長ですね、町長齋藤俊夫君。

町長（齋藤俊夫君）はい。話半分になっていたと思いますので。

議長（佐藤晋也君）私もそのように記憶しているんですけども。

8番（遠藤龍之君）はい。そういうふうと言われると私も非常に困るんですが、発言途中での休憩ということになったので、正直言ってその辺のところは飛んでいます。

ということで、改めてお伺いするわけですが、ですからもしかすると違った質問になって、変わっているかもわかりません。

改めてお伺いしますと、結局もとに戻ってしまうんですが、先ほどの工事請負費についてなんですが、先ほどの説明では、専決処分の方では結果、災害対策費といいますか、災害救助費、財源内訳の変更ということで、それを減らしたと、減額したと。そして地域支え合いの中での対応だというふうを受け止めたわけですが、そうすると先ほどのこっちの方の説明では16億円の中に入っていた、入れていたということなんですよ。そこから抜いたという。その際の説明では、それも可能だということでそこから抜いたということなんですが、その辺ちょっとつじつまが合わなくなってくるのではないかなというふうに、先ほどのそちら側の説明の中ではちょっとつじつまが合わなくなるのではないかなと受け止めているんですが、その辺を整理してわかりやすくご説明を願いたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい。午前中の質問にお答えしましたとおり、災害救助法の中で途中から着手したサポートセンターの事業ですね、これが対応可能だというふうなことで事を進めさせていただいたというふうな説明を申し上げましたし、企画財政課長の方からも同じような趣旨でお話を申し上げたというふうに理解をすることでございます。

ただ、最終的に県の方との打ち合わせの中で、仮設住宅の集会所にサポートセンターを付与した場合、建設費の一部が災害救助法の対象外になると、その費用は別の国庫補助になる旨の説明を受けたものですから、先ほど話しましたように本予算の中でその分の組み替えをさせていただいたというふうなことで、私と課長の説明は同じ趣旨で説明をさせてもらっているというふうに理解することでございます。

8番（遠藤龍之君）はい。だからサポートセンターとしての増設分は、この災害救助費の工事請負費16億円の中で対応することができますよということなんでしょう、ね。そのように私も受け止めます。

しかし、だとするならば、こっちが先だからこっちを抜いたという理解で。（「逆」と呼ぶ者あり）何だか。ただ、その辺は、でも何でこんなに面倒くさいという、あるいは、ことで対応しなくてはならない。そして、しかも本当にさっきも言うようにちゃんと関係各者が協議している中であるならば、まさに共通の認識として、あるいはそういったものを共有の財産というか認識としてスムーズに答えられるのではないかということ、この点につきましては指摘をしておきまして、次に移ります。

このサポートセンター増設する際に、役場側ではその3名の体制で協議をずっと進めて事業を推進といいますか、進めるで対応してきたということではありますが、仮設住民の方々との協議はいつころ図られたのかお伺いします。

保健福祉課長（齋藤三郎君）はい。仮設住宅入居の中山につきましては、中山の入居終了後、行政連絡員が決定後――運営についてですでしょうか、違いますか。運営についてならそういうことですがけれども、建設につきましては私は存じ上げません。

副町長（平間英博君）はい。地域サポートセンターにつきましては、一番最初、中山の仮設住宅への入居者に対しましては、仮設住宅の入居者決定後、かぎの引き渡しの前に入居者への説明会を実施しております。これは他の仮設でも同様にしておりましたが、入居者の説

明会の際に、こちらの中山については通常の集会所と異なって地域サポートセンターの機能も有する集会所になりますということで説明を申し上げたのが初めてございました。

その後、仮設入居者の方々のお集まりの中で改めてご説明する機会は、次は仮設住宅に入居された後、自治会の形成をするために班長さんを決めていただいた後、行政連絡員、副行政連絡員を決める、そういった集まりをお持ちいただきまして、その中で改めて中山の集会所については地域サポートセンターの機能を持っていて、通常の集会所の運営と、運営をする際にさわりがないような調整をしたいということでご説明をしております。

その後、行政連絡員さん方の集まりの席、あるいは個別に行政連絡員さんお決まりになった後、集会所とサポートセンターのすみ分けの部分を担当課の方で直接相談をして、例えば集会所の一番広いスペースがあるんですが、そちらの広いスペースを地域サポートセンターが利用するサロン、あるいは中山の仮設住宅の方々に提供する配食サービスの部分で一部スペースを使うことになるんですが、その部分について例えばつい立てをつけて分離する、利用について支障がないように分離するかというような相談もさせていただいたところですが、中山の行政連絡員さんとの合意の中では、つい立てをつくらないで、例えばサロン事業でほかの仮設住宅から入浴サービスとか、――事業で来た方と集会所を通常に利用する中山の仮設住宅の方がこういった取り組みをしているんだと見える形でいいよと。つい立てを設けずに利用する形がいいという調整もさせていただいて現在に至っております。

8番（遠藤龍之君）はい。非常にきれいに伝わってくるんですが、その時期ですね、最初の説明会で説明した、それから責任者等々をまず組織すると、そういった方々とお話ししたと。最終的にそういう中で調整したい等々、話す機会を相当持っていたように聞こえているんですが、それは正式の場だったのか。あと、その時期ですね。最近でも耳にするのはそういう話はないと。もう決まってからそういう相談を受けている。あとその仕切りについても、私も直接聞いたんですけども、そんなに遠い昔でない、2、3週間くらい前の話なんです、その後にそういう話が進められているというんだらば理解できる部分はあるんですが、その時点ではまだそういう話にはなっていない。ただ、もう事後報告、もうつくってできているんだからという話で、そして私は、――ですけども、ここがふる場なんです、ここは調理室なんですと。ふる場はちゃっこい、それは地域住民が使う―――なんだけれども、台所もこういう調理してと一々説明されながら、それを聞いたんです。その時点ではそういう話だったんだ、結果の話です。だから私は、事前協議と、協議を確認したのはつくる前に政策形成過程といいますか、その過程の中で地域住民との話はあったのか。とりわけ関係者との話はあったのか、関係者といいますか。そしてあったのはいつの時期かということを確認したかったわけです。

副町長（平間英博君）はい。仮設住宅については、建設の着工時についてはどなたが入居されるかは、入居調整会議を待って、それで決定をしております。ということから、仮設住宅の建設とあわせて集会所の建設、それから集会所に機能として付与する地域サポートセンターの機能を付与して建設をしておりますが、その間は残念ながらどなたが中山の仮設住宅に入居するか決まっております。それで仮設住宅の入居者が決まってから仮設住宅の決定者に対して通知を行いました。今、手元に資料がないので恐縮ですが、通知後、これまで1週間ぐらいの期間を持って仮設入居者決定の方々への説明会を設けておりま

すので、順番とすると入居者が決定する以前にこの設備の付加する工事は実施しておりました。

8番（遠藤龍之君）はい。わかりました。ですからもうそういう流れでいくと、もうできて、集会所をつくるのと同時期にその話は進んでいたということですよ。ということは、ですから相当その時期にはもうつくるといって動いている、それが7月27日ではないということが今の話で確認できたわけですが、ですから当然でき上がってから相談するしかなかったということだというふうに受け止めました。そういう状況であれば仕方ないのかなというふうに思うわけですが、それは当然ですから地域住民の仮設に入っている方々の意見を聞くまさに暇がないといえますか、そういう状況ということが物理的に不可能な状況の中で進められたというふうに受け止めました。そこには納得といえますか、今の仮設に入っておられる方の意見が反映されなかったのは残念だなという気持ちを伝えておきます。

サポートセンターの設置、ずっと協議を進めてきたかと思えますか、その際に面積等々の検討についてはいかが、どのような内容で進められたのかお伺いいたします。

副町長（平間英博君）はい。これまでの部分との重複もご丁寧なご承知いただきたいんですが、6月上旬に県の方から地域サポートセンターの取り組みについて提案がありまして、それで仮設住宅の集会所にそういった機能を付与することによって地域サポートセンターの事業が展開できると、それについては国庫補助が得られるというアドバイスを受けて、必要なスペース、入浴施設であるとか事務室、相談室、そういった部分を県の指導を受けて機能を付与するという形で面積を50平米でいいと。当初の仕様にその機能を付与することで地域サポートセンターの事業が認められるということで調整が整って、それが6月13日のことでした。その後、その部分について設計の調整を行いながら、翌週20日に業者の方に変更の指示で進捗状況を出したという形でございます。

8番（遠藤龍之君）はい。サポートセンターとして必要な面積というのの指示はあったのかどうか。

副町長（平間英博君）はい。具体的な面積というよりも、こういった機能を、例えばおふろであるとか相談室、先ほどの繰り返しになりますが、そういった機能があればサポートセンターの事業として認められるということで、それを当初、集会所のスペース150平米でスタートしている部分に原型をとどめない形でというのは適当でないので、レイアウト変更で済むレベルで面積を調整して50平米、全体で200平米ということになりました。

8番（遠藤龍之君）はい。何でこれを確認しているかといいますと、集会所の機能も果たしながら、そしてサポートセンターの機能も果たすということであれば、ダブる部分はあってもやっぱり独立した、先ほど来出ています集会所としての機能が果たせていないのではないかと。私も直接集会所に行って使われなくなったというふうな話も聞いているんだけど、実際どうなんだかわからないけれども、そういう背景にこんな問題があるのかなと。そして結果、この事業を見てもみると、毎日のように地域サポートセンターは活動していると思うんですが、そうするとまさに仮設の人たちが自由に出入りというのがなかなか難しくなる、仕様のですね、という問題があって、もろもろのことがあって、いろいろこれまでも話があったのかなと思われまます。

そして、ということがあって、だから面積というのはある程度、最低このくらいは必

要ですよという、サポートセンターにはこのくらいは確保しておかなければならないというようなことがあったのかどうかということを確認したんですけれども、今の答弁の中ではそういうことがないと。ちなみに、そういったあの当時国からの指示、何というんだいね、こういう文書、がありまして、それには例として山古志の、国が出してきた通達ね、出してきた資料があるんですけれども、これには面積が300平米、地域サポートセンターとしてですね。そこに集会室、一一ルーム、あるいは事務室、厨房、あと調理室等々、これは459戸の中の施設ですから、だから単純に山元町と比較できるのかなという部分はあるんですけれども、ただ、山元町、ここは合計で言えば1,000戸ですから、それも十分こういう面積でも対応可能なのかなと、あるいは許されるかなというふうに。許されるというのは一一からこんなものでもいいです、このくらいのものでいいですよというふうになるのかなというふうに思うんですが、そういう意味で聞きました。しかしもうこういう形で50平米で、足して200平米で対応できるというように関係者の皆さんが決めて対応されたということでありますから、その経緯については確認ということにとどめておきます。

それから、先ほども出てきましたが公の施設の設置の条例化、これは別な場面でも確認したわけですが、それは県の指導によっていいと。その根拠は仮設ということではありますが、これは必要であれば町独自で条例化しても当然構わない話であって、それはやっぱり求められるのではないかと。といいますのは、その条例があってもろもろの規定・規約等があって、そして非常に透明性というか、高く利用するときには活用するときに対応がしやすくなるのではないのかなというようなことから考えれば、当然これは条例化して、そしてそれに基づいて対応してくるということが求められているのかなと。それが無いというのがこの間あったんですけれども、なければならぬでやっぱりそれに必要にかわる規定・規約というんですか、あるいは要綱等々というのはもうこれは既にできていなければ問題なんではないのという疑問が残るわけなんです、その辺のことにつきましては、これまでの答弁の中でもありましたが、やっぱり私はそれらは問題が残ると、町の考え方はね。設置化含めて対応に問題があるというふうに言わざるを得ません。

そういう中で、例えば水道あるいは電気代、そういったものの取り扱いはどうになっているんですか。（「議長、水道までいったら関係なくなるんでなるの、あいつだべや。補正の中でやっているのに」と呼ぶ者あり）

議長（佐藤晋也君） 静粛にお願いします。保健福祉課長齋藤三郎君。（「議長、あのね、専決処分の中でどこまでも」と呼ぶ者あり）

議長（佐藤晋也君） 発言許していないんだよ。

（「一一だめだべというの。」「議長、ちゃんと取り仕切ってください」「議長、ちゃんとやってけさいん。どこだか、水道までいったら専決処分の問題がどこまで拡大するの。」「と呼ぶ者あり）

議長（佐藤晋也君） お願いします。

保健福祉課長（齋藤三郎君） はい。集会所はまちづくり整備課で、町で持ちますし、サポートセンター、電気代・水道代については按分してサポートセンター費から支払うと。

議長（佐藤晋也君） まちづくり整備課長。（「はっきり、はっきり言って」「議長、8番」と呼ぶ者あり） もう一回。

保健福祉課長（齋藤三郎君） はい。済みません、今、言葉足らずで。

業務委託を行いますので、委託料の中でお支払いするというふうな形になります。

(「何」と呼ぶ者あり) 委託料の中に含まれているというふうなことになります。

副町長 (平間英博君) はい。まず運営要綱の部分については、繰り返しのようになりますが、運営要綱の部分は改めて仮設の建物ということなので、町が設置した集会所も含めて、これは要綱での取り扱いということにしておりました。地域サポートセンターも同様です。

なお、電気代、光熱水費については子メーターをつけることにしていきまして、いわゆる地域サポートセンターとして機能する部分については業務委託をしております。業務受託者が光熱水費を負担するという形で子メーターをつけて取り扱うことにしております。

なお、その部分の例外といたしますと、地域サポートセンターの業務は今回の議案でもお示ししている部分で、配食サービスでございます。配食サービスは単に中山の集会所で行うだけでなく、各仮設住宅の対象者に対してそれぞれの仮設住宅の集会所を利用して配食サービスを行いますが、その部分についてもいわゆる仮設住宅の利用者が食事をするんだという観点から、配食サービスの利用について、電気代・水道代は集会所の運営費という見方をして負担は求めないということにしております。あくまでも子メーターをつけているのは中山の部分で、業務受託者が利用する部分に限って光熱水費をご負担いただくということにしております。

議 長 (佐藤晋也君) 質疑は簡明にお願いしたいと思います、できるだけ。

8 番 (遠藤龍之君) はい。妨害も受けながら質問を(「———でしょう」と呼ぶ者あり) 妨害だべ、この。(「議長、妨害だ———。」と呼ぶ者あり)

議 長 (佐藤晋也君) 静粛に。

8 番 (遠藤龍之君) 発言妨害だ、議員規定よく読んでみろ。(「発言———っか」と呼ぶ者あり) ふざけてるのそっちだべ、この。(「何この」と呼ぶ者あり)

どうも済みませんでした、下品な言葉を遣ってしまいまして。つつい私もあるんですが、そういう意味で、議長、きちっとした議場整理をよろしく願いをいたします。

この全体の承認案件について、この間、もろもろ私は問題があるというふうに受け止めてのそれぞれの質問だったし、この質疑に立った方々の質問もそのような内容かと思われる。

そして一番問題になるのは何かといいますと、これはいろいろもろもろ議論が必要なそれぞれの案件を専決処分、我々の議論が参画できない、そういう状況の中で決めてしまったと、町長の判断で。やっぱり町長は専決処分を活用する際の判断といいますか、それにはこの間を見てもみますと、やはりそこからの問題というのが見え隠れしますが、町長はこれを専決処分したことに対して、もろもろのこの間の経緯も見ながら、どのように受け止められておられるかお伺いいたします。

町 長 (齋藤俊夫君) はい。基本的には専決処分を多く多用するということは決して褒められた状況ではないというふうな基本的な理解はするものでございますが、やはりスピード感を持って復旧・復興に取り組まなくてはならないというふうな部分がございます、ひとえにその辺との関係がございますので、決して専決処分ありきというふうな形で事を運ぼうと、運んでいるということではございませんので、ぜひこの緊急事態の中での膨大な事務事業の推進ということに一定のご理解を賜ればありがたいと思いますし、極力専決処分という処理をしない形で今後とも努力してまいりたいというふうに思いますので、

ご理解のほどよろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

議長（佐藤晋也君）ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）これで質疑を終わります。

議長（佐藤晋也君）これから承認第25号について討論を行います。――討論はありませんか。

8番遠藤龍之君、登壇願います。

8番（遠藤龍之君）はい。ただいま提案されております承認第25号、平成23年度山元町一般会計補正予算について、次の理由から反対の立場で討論をするものであります。

今回の承認案件は、議会が成立しないとき、法113条ただし書きの場合においてなお会議を開くことができないとき、町長が議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときなどとする地方自治法179条第1項の規定による専決処分であり、町長が議会の議決を経ず、町長の独自の判断で議会にかわり重要案件を決めるものであります。本予算に計上されている合同慰霊祭関係費、山元町社会福祉協議会補助金、地域サポートセンター関係の予算については、これまでの質疑の中で示されていますように、そしてまた、町長の「議会の皆様とは随時、東日本大震災対策調査特別委員会等を通じ、協議を重ねてまいりたい」などの発言や、5月臨時議会、6月定例議会、7月臨時議会、そしてその時々で開催されております全員協議会や特別委員会等々、これまでも十分な協議の場があったにもかかわらず、専決処分の対象となっているいずれもが法179条に示されている専決処分ができる緊急性を要する場合に当たるとは考えられません。議会の地方公共団体の政策形成過程及び政策の実施過程に多面的に参画し、その要所で重要な意思決定を行っております。

また、議会は、本会議や委員会での質問、質疑、修正等を通して政策形成過程に参画し、予算、契約、条例等の審議において最終的な政策の決定、すなわち地方公共団体の意思決定を行っているとされており。専決処分での対応となりますと、言われている議会の使命を果たす機会を奪われてしまい、住民に責任を果たすことができなくなります。そして、そうした対応は議員にも強く求められているところであります。

以上を理由として、提案されている承認案に反対をするものであります。

議長（佐藤晋也君）次に、本案に賛成者の発言を許します。7番佐藤智之君、登壇願います。

7番（佐藤智之君）ただいま議題となっております承認第25号の専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により町長から提案されたものでございますけれども、今、反対討論ありましたように種々の問題も指摘されましたけれども、この中身についていろいろ吟味した結果、いわゆる仮設住宅等に関する重要な案件等が盛り込まれ、今、仮設住宅でいろいろと問題になりつつある孤独化の問題、あるいは孤独死の対応、それを防ぐ意味で、サロン事業あるいは配食サービス等を今後続けていかななくてはならない事態になっていると伺っております。

また、一番最後の災害援護資金貸付金増等々、重要な中身が盛り込まれている以上、この専決処分には賛成をいたすものでございます。

以上、賛成討論といたします。

議長（佐藤晋也君）ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）これで討論を終わります。

議長（佐藤晋也君）これから、承認第25号、専決処分の承認を求めることについて（平成23年度山元町一般会計暫定補正予算・専決第1号）を採決します。

お諮りします。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤晋也君）起立多数であります。よって、承認第25号は原案のとおり承認されました。

議長（佐藤晋也君）日程第5．認定第1号から日程第11．認定第7号までの7件を一括議題とします。

認定第1号から認定第7号までにつきましては、9月20日に決算審査特別委員会に付託し、審査をしておりましたが、審査が終了し、報告書が提出されましたので、委員長から報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、菊地公一君、登壇願います。

決算審査特別委員長（菊地公一君）はい。ただいまから決算審査特別委員会審査報告書朗読をもつてご報告いたします。

決算審査特別委員会審査報告書

認定第1号、平成22年度山元町一般会計歳入歳出決算認定について。

認定第2号、平成22年度山元町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第3号、平成22年度山元町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第4号、平成22年度山元町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第5号、平成22年度山元町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認定第6号、平成22年度山元町水道事業会計決算認定について。

認定第7号、平成22年度山元町下水道事業会計決算認定について。

本委員会は、平成23年9月20日付で付託された議案を審査の結果、原案のとおり認定すべきものと決定したので、山元町議会会議規則第76条の規定により報告します。

決算審査特別委員会委員長、菊地公一

山元町議会議長、佐藤晋也殿

以上であります。

〔委員会審査報告書は別添のとおり〕

議長（佐藤晋也君）これから委員長に対する質疑を行うわけですが、決算審査特別委員会は議長の除く全員が所属しておりますので、質疑は、山元町議会先例85番により省略します。

議長（佐藤晋也君）これから認定第1号、平成22年度山元町一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。――討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤晋也君）討論なしと認めます。

議 長（佐藤晋也君）これから認定第1号、平成22年度山元町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤晋也君）異議なしと認めます。

よって、認定第1号については認定することに決定しました。

議 長（佐藤晋也君）これから認定第2号、平成22年度山元町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。――討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤晋也君）討論なしと認めます。

議 長（佐藤晋也君）これから認定第2号、平成22年度山元町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤晋也君）異議なしと認めます。

よって、認定第2号については認定することに決定しました。

議 長（佐藤晋也君）これから認定第3号、平成22年度山元町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。――討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤晋也君）討論なしと認めます。

議 長（佐藤晋也君）これから認定第3号、平成22年度山元町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤晋也君）異議なしと認めます。

よって、認定第3号については認定することに決定しました。

議 長（佐藤晋也君）これから認定第4号、平成22年度山元町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。――討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）討論なしと認めます。

議長（佐藤晋也君）これから認定第4号、平成22年度山元町後期高齢者医療特別歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）異議なしと認めます。

よって、認定第4号については認定することに決定しました。

議長（佐藤晋也君）これから認定第5号、平成22年度山元町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。――討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）討論なしと認めます。

議長（佐藤晋也君）これから認定第5号、平成22年度山元町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）異議なしと認めます。

よって、認定第5号については認定することに決定しました。

議長（佐藤晋也君）これから認定第6号、平成22年度山元町水道事業会計決算認定について討論を行います。――討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）討論なしと認めます。

議長（佐藤晋也君）これから認定第6号、平成22年度山元町水道事業会計決算認定についてを採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）異議なしと認めます。

よって、認定第6号については認定することに決定しました。

議長（佐藤晋也君）これから認定第7号、平成22年度山元町下水道事業会計決算認定について

討論を行います。――討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）討論なしと認めます。

議長（佐藤晋也君）これから認定第7号、平成22年度山元町下水道事業会計決算認定について採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）異議なしと認めます。

よって、認定第7号については認定することに決定しました。

議長（佐藤晋也君）日程第12．議案第47号から（「休憩」「賛成」と呼ぶ者あり）

議長（佐藤晋也君）では、休憩をします。再開は2時10分とします。

午後2時00分 休憩

午後2時10分 再開

議長（佐藤晋也君）再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（佐藤晋也君）日程第12．議案第47号から日程第18．議案第53号までの7件を一括議題とします。

議案第47号から議案第53号までにつきましては、9月20日、予算審査特別委員会に付託し、審査をしておりましたが、審査が終了し、報告書が提出されましたので、委員長から報告を求めます。予算審査特別委員会委員長、青田和夫君、登壇願います。

予算審査特別委員長（青田和夫君）はい。

予算審査特別委員会審査報告書

議案第47号、平成23年度山元町一般会計予算。

議案第48号、平成23年度山元町国民健康保険事業特別会計予算。

議案第49号、平成23年度山元町後期高齢者医療特別会計予算。

議案第50号、平成23年度山元町介護保険事業特別会計予算。

議案第51号、平成23年度亙理地域介護認定審査会特別会計予算。

議案第52号、平成23年度山元町水道事業会計予算。

議案第53号、平成23年度山元町下水道事業会計予算。

本委員会は、平成23年9月20日付で付託された議案の審査の結果、次の意見をつけ、原案どおり可決すべきものと決定したので、山元町議会会議規則第76条の規定により報告します。

1、特に留意すべき意見。

①災害復旧・復興については、早期に執行されたい。

②国・県の動向を見極め、慎重な財政運営をされたい。

また、別紙のとおり少数意見、報告書が提出されております。

平成23年9月28日

山元町議会議長、佐藤晋也殿

予算審査特別委員会委員長、青田和夫君

以上であります。

[委員会審査報告書は別添のとおり]

議長（佐藤晋也君）これから委員長に対する質疑を行うわけですが、予算審査特別委員会は議長の除く全員が所属しておりますので、質疑は、山元町議会先例85番により省略します。

議長（佐藤晋也君）これから議案第47号、平成23年度山元町一般会計予算について討論を行います。一一討論はありませんか。

8番遠藤龍之君の発言を許します。8番遠藤龍之君登壇願います。

8番（遠藤龍之君）ただいま提案されております平成23年度山元町一般会計予算に反対の立場から討論をするものであります。

反対をする理由につきましては、先の承認案件で上げた重要案件の専決処分での対応が理由の主な内容であります。とりわけ地域サポートセンターにかかわる問題には仮設住民から「集会所が自由に使えなくなっている」、設置場所の設定にかかわる問題、工事請負にかかわる不明朗さ、公の施設に関する条例化の問題、業務委託の契約に際しましては、9月の中旬に、翌日に事業説明会を開くとするファクスで送られ、1週間後には入札という慌ただしい状況の中、契約が交わされたということなど、当然議会で議論、監視が必要な議案が議会の議決を経ず専決処分に対応されるなど、この予算には問題が含まれております。

しかしながら、この予算につきましては、一日も早い復旧・復興に取り組む予算も含まれており、この予算全体に反対する考えはなく、予算特別委員会で少数意見報告書を提出することで、本会議では議場に上げた問題点だけを除く修正動議を上げて対応するつもりでございましたが、特別委員会での対応のまずさから本会議での修正動議を上げることができなくなり、やむなく予算全体についての態度表明を余儀なくされたところであります。

こうしたことを踏まえた中、本年度予算を決めるに当たっては、大震災から半年が経過し、ようやく落ち着きを取り戻し始めた中で再度重なる職員の人事異動や専決処分の内容など、その独断的な行動は町民の福祉向上の遅れや議会軽視を生み出し、町長の予算執行に取り組む姿勢に多くの疑問が残るところであり、このまま平成23年度山元町一般会計予算を認めることはできないということから本予算に反対をするものであります。

議長（佐藤晋也君）次に、本案に賛成者の発言を許します。7番佐藤智之君、登壇願います。

7番（佐藤智之君）ただいま議題となっております議案第47号、平成23年度山元町一般会計予算につきまして、今回、大震災の特殊事情により、いまだかつてない220億円という膨大な予算設定となっております。この中には当然、復旧から復興へ向けての大事な予算案が盛り込まれております。例えば震災復興計画策定業務委託料とか、さらに山元町定住促進対策事業費、あるいは仮設住宅関係の工事費等、さらには一時仮置き場管理

業務委託料、そして被災農家経営再建支援事業、さらには東日本大震災農業生産対策交付金、また、災害復旧工事請負費等々、どれをとっても今後の山元町の大震災の復旧・復興に欠かせない大事な大事な予算の中身でございます。

したがって一日も早く、まずこの予算を認めることによって、今後一日も早い復興を目指して町全体、また我々議会としても総力を挙げて復興に取り組まなければならないとの思いから、この予算案に賛成をいたすための賛成討論といたします。以上でございます。

議長（佐藤晋也君）ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）これで討論を終わります。

議長（佐藤晋也君）これから議案第47号、平成23年度山元町一般予算についてを採決します。
この採決は起立によって行います。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（佐藤晋也君）賛成多数であります。よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤晋也君）これから議案第48号、平成23年度山元町国民健康保険事業特別会計予算について討論を行います。――討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）討論なしと認めます。

議長（佐藤晋也君）これから議案第48号、平成23年度山元町国民健康保険事業特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

この予算に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

この予算は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）異議なしと認めます。よって、議案第48号については可決することに決定しました。

議長（佐藤晋也君）これから議案第49号、平成23年度山元町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。――討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）討論なしと認めます。

議長（佐藤晋也君）これから議案第49号、平成23年度山元町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

この予算に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

この予算は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）異議なしと認めます。

よって、議案第49号については可決することに決定しました。

議長（佐藤晋也君）これから議案第50号、平成23年度山元町介護保険事業特別会計予算について討論を行います。――討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）討論なしと認めます。

議長（佐藤晋也君）これから議案第50号、平成23年度山元町介護保険事業特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

この予算に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

この予算は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）異議なしと認めます。

よって、議案第50号については可決することに決定しました。

議長（佐藤晋也君）これから議案第51号、平成23年度亘理地域介護認定審査会特別会計予算について討論を行います。――討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）討論なしと認めます。

議長（佐藤晋也君）これから議案第51号、平成23年度亘理地域介護認定審査会特別会計予算についてを採決します。

お諮りします。

この予算に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

この予算は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）異議なしと認めます。

よって、議案第51号については可決することに決定しました。

議長（佐藤晋也君）これから議案第52号、平成23年度山元町水道事業会計予算について討論を行います。――討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）討論なしと認めます。

議長（佐藤晋也君）これから議案第52号、平成23年度山元町水道事業会計予算についてを採決します。

お諮りします。

この予算に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

この予算は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）異議なしと認めます。

よって、議案第52号については可決することに決定しました。

議長（佐藤晋也君）これから議案第53号、平成23年度山元町下水道事業会計予算について討論を行います。――討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）討論なしと認めます。

議長（佐藤晋也君）これから議案第53号、平成23年度山元町下水道事業会計予算について採決します。

お諮りします。

この予算に対する委員長の報告は可決すべきものであります。

この予算は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）異議なしと認めます。

よって、議案第53号については可決することに決定しました。

議長（佐藤晋也君）日程第19、同意第1号を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。町長齋藤俊夫君。

町長（齋藤俊夫君）同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてご説明いたします。

裏面をお開き願います。

現委員の齋藤忠男氏が平成23年9月30日をもって任期満了となりますので、引き続き同氏を選任するに当たり、議会の同意を求めるため提案するものであります。

ご理解の上、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（佐藤晋也君）これから質疑を行います。――質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）質疑なしと認めます。

議長（佐藤晋也君）これから討論を行うわけですが、本件は人事案件でありますので、山元町議会先例91番により討論を省略します。

議長（佐藤晋也君）これから同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）異議なしと認めます。

よって、同意第1号は同意することに決定されました。

議長（佐藤晋也君） 日程第20．同意第2号を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。町長齋藤俊夫君、説明願います。

町長（齋藤俊夫君） はい。同意第2号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてご説明いたします。

裏面をお開き願います。

現委員の志賀裕一氏が平成23年9月30日をもって任期満了となりますので、引き続き同氏を選任するに当たり、議会の同意を求めるため提案するものであります。

ご理解の上、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（佐藤晋也君） これから質疑を行います。――質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君） 質疑なしと認めます。

議長（佐藤晋也君） これから討論を行うわけですが、本件は人事案件でありますので、山元町議会先例91番により討論を省略します。

議長（佐藤晋也君） これから同意第2号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君） 異議なしと認めます。

よって、同意第2号は同意することに決定されました。

議長（佐藤晋也君） 日程第21．同意第3号を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。町長齋藤俊夫君、説明願います。

町長（齋藤俊夫君） はい。同意第3号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてご説明を申し上げます。

裏面をお開き願います。

現委員の岩佐博信氏が平成23年9月30日をもって任期満了となりますので、後任者として渡邊信夫氏を選任するに当たり、議会の同意を求めるため提案するものであります。

ご理解の上、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（佐藤晋也君） これから質疑を行います。――質疑はありますか。

12番（後藤正幸君） 町長、提案理由、岩佐博信君と書いてありますが、信夫君ではありませんか。

（「渡邊」と呼ぶ者あり）

議長（佐藤晋也君） いいですね。

ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤晋也君）質疑なしと認めます。

議 長（佐藤晋也君）これから討論を行うわけですが、本件は人事案件でありますので、山元町議会先例 9 1 番により討論を省略します。

議 長（佐藤晋也君）これから同意第 3 号、固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤晋也君）異議なしと認めます。

よって、同意第 3 号は同意することに決定しました。

議 長（佐藤晋也君）日程第 2 2. 諮問第 1 号を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。町長齋藤俊夫君、説明をお願いします。

町 長（齋藤俊夫君）諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明いたします。

裏面をお開き願います。

現委員の山口令子氏が平成 2 3 年 1 2 月 3 1 日をもって任期満了となるため、仙台法務局長から後任者の推薦依頼がありましたので、同氏を引き続き推薦するに当たり議会の意見を求めるため提案するものであります。

ご理解の上、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議 長（佐藤晋也君）これから質疑を行います。――質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤晋也君）質疑なしと認めます。

議 長（佐藤晋也君）これから討論を行うわけですが、本件は人事案件でありますので、山元町議会先例 9 1 番により討論を省略します。

議 長（佐藤晋也君）これから諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は適任と答申したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤晋也君）異議なしと認めます。

よって、諮問第 1 号は適任と答申することに決定しました。

議 長（佐藤晋也君）日程第 2 3. 委発第 4 号を議題とします。

これより提出者から提案理由の説明を求めます。議会運営委員会委員長、後藤正幸君登壇願います。

議会運営委員長（後藤正幸君） それでは、委発第4号をご説明申し上げます。

2ページをご覧ください。

提案理由ですが、山元町議会議員定数条例改正に伴い、議員定数を2名削減したことから、常任委員会を再編成し、所管する課を改める必要が生じたこと。また、議会広報特別委員会については、地方自治法改正により常任委員会の複数所属が認められたこと及び議会広報発行が常態化していることから常任委員会へと変更するため提案するものであります。

次のページ、3ページに新旧対照表がありますが、この案件は全議員で調査、研究した結果まとまったものですので、省略いたします。

1ページをご覧ください。

1ページに書いてありますように、中身はくどくは言いませんが、今まで三つあった常任委員会を二つにするということ、それから議会広報特別委員会を議会広報の常任委員会にするという案件であります。

附則、この条例は次の一般選挙から施行するというごさいます。

表紙をご覧ください。

山元町議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案の別紙のとおり、地方自治法第112条及び山元町議会会議規則第13条第3項の規定により提出します。

議会運営委員会委員長、後藤正幸

山元町議会議長、佐藤晋也殿

以上であります。よろしく申し上げます。

議長（佐藤晋也君） これから提出者に対する質疑を行います。――質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君） 質疑なしと認めます。

議長（佐藤晋也君） これから討論を行います。――討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君） 討論なしと認めます。

議長（佐藤晋也君） これから委発第4号、山元町議会委員会条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君） 異議なしと認めます。

よって、委発第4号は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤晋也君） 日程第24. 閉会中の継続調査申し出の件を議題とします。

教育民生常任委員会委員長及び産業建設常任委員会委員長から、山元町議会会議規則第74条の規定により、お手元に配布しておりますとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。教育民生常任委員会委員長及び産業建設常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤晋也君）異議なしと認めます。よって、教育民生常任委員会委員長及び産業建設常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

議長（佐藤晋也君）以上をもって本日の議事日程は全部終了しました。

ここで、事務局長の発言を許します。

事務局長（渡邊秀哉君）平成23年第3回山元町議会定例会は、去る9月12月に招集され、12日間の会期によって平成22年度山元町各種会計決算、平成23年度山元町各種会計予算を初め各種の議案を慎重に審議を行い、本日閉会となります。

議員各位の任期は11月12日までとなっておりますので、本定例会は任期満了前の議会であります。

ここで、平成23年第3回山元町議会定例会を閉会するに当たり、佐藤議長及び森副議長から議員並びに執行部各位に対しあいさつをしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（佐藤晋也君）一言ごあいさつを申し上げます。

3月11日の未曾有の大震災によりまして700余名の尊い命が奪われ、そしていまだに見つからない行方不明者もあります。本当にお悔やみと心から哀悼の誠をささげたいと思っております。また、震災に遭われた方々には深甚なるお見舞いを申し上げます。

あれから半年過ぎまして、幾らかは落ち着いたなという感じがする中でございます。そして、我々議会、執行部一丸となってやってきました。私もこの75年間初めての体験でございました。

これからまだまだ復旧・復興には長い年月がかかるものと思っております。しかし一日も早い復旧・復興を念じてやみません。このことについては執行部、議会ばかりでなくて町民の皆さんも巻き込んだというか、全員でこの復旧・復興に当たっていただきたいと思うわけでございます。

何せ今まで皆さんにご指導とご協力をいただいたことに対して感謝を申し上げたいと思っております。そしてこの復旧が一日も早く復興して発展期に入ることを念じまして、結びに皆さんのご健康でご活躍されますことをご祈念申し上げまして、甚だ簡単ですがごあいさつといたします。ありがとうございました。（拍手）

副議長（森 茂喜君）続きまして、私からも一言ごあいさつを申し上げます。

この4年6か月間を顧みますと、自分を除いては、町長においては2人、議長も岩佐議長、佐藤議長と2人の町長・議長に対して私1人だけが副議長としてこの4年半の任期を各執行部の皆様初め役員の皆様、そして同僚議員の皆様にご指導、ご協力をいただきましたことに対して心から感謝を申し上げる次第であります。

この4年間の間には、岩佐議長の時代からなんですが、議会の改革ということで、まず議会基本条例の制定に向けて前半は議会が一丸となって取り組んでまいったわけでございます。そして現町長が就任される直前に議会の基本条例を制定することができ、現在はその基本条例を柱として議会活動を続けているわけでございますが、この4年間を

顧みたときに、執行部と議会との関係という物事につきましてはその両方の関係、チェックアンドバランスとよく言われておりますけれども、この関係についてはどうも車の両輪としてうまく機能をしている部分が不足しているのではないかというふうに強く感じ、自分が副議長として伝統のあるこの席をうまく汚すことなく過ごせたいと言いたいがたいかなというふうに今は反省をいたしております。

そして3月の11日は、ただいま議長からもごあいさつがありましたとおり、予想もしない東日本大震災ということで、現在はこうして仮庁舎で議会を開催するような状況になっております。

どうぞ新しい体制になりましたら、今、私が申し上げたように、議会と執行部との関係、これはやはり車の両輪としてうまく機能しないと町民の福祉の向上にはつながらないと言われておりますので、どうぞ新しい免許を手にした方、そして執行部の皆さんにはくれぐれもその辺を留意いただきまして、新しい時代に向けての山元町の復興に全力で取り組んでいただきたいなというふうに思っております。

結びになりますけれども、これからも執行部の皆さん初め課長さんたち、そして同僚議員の皆さんにも健康にはくれぐれも注意していただいて、今後の山元町の発展のためにご尽力くださるよう心から祈念をいたしまして、甚だ粗辞ではございますけれどもごあいさつとさせていただきます。きょうはどうもありがとうございます。(拍手)

議長（佐藤晋也君）これで会議を閉じます。

これで平成23年度第3回山元町議会定例会を閉会します。

本当にご苦労さまでした。

午後 2時47分 閉 会